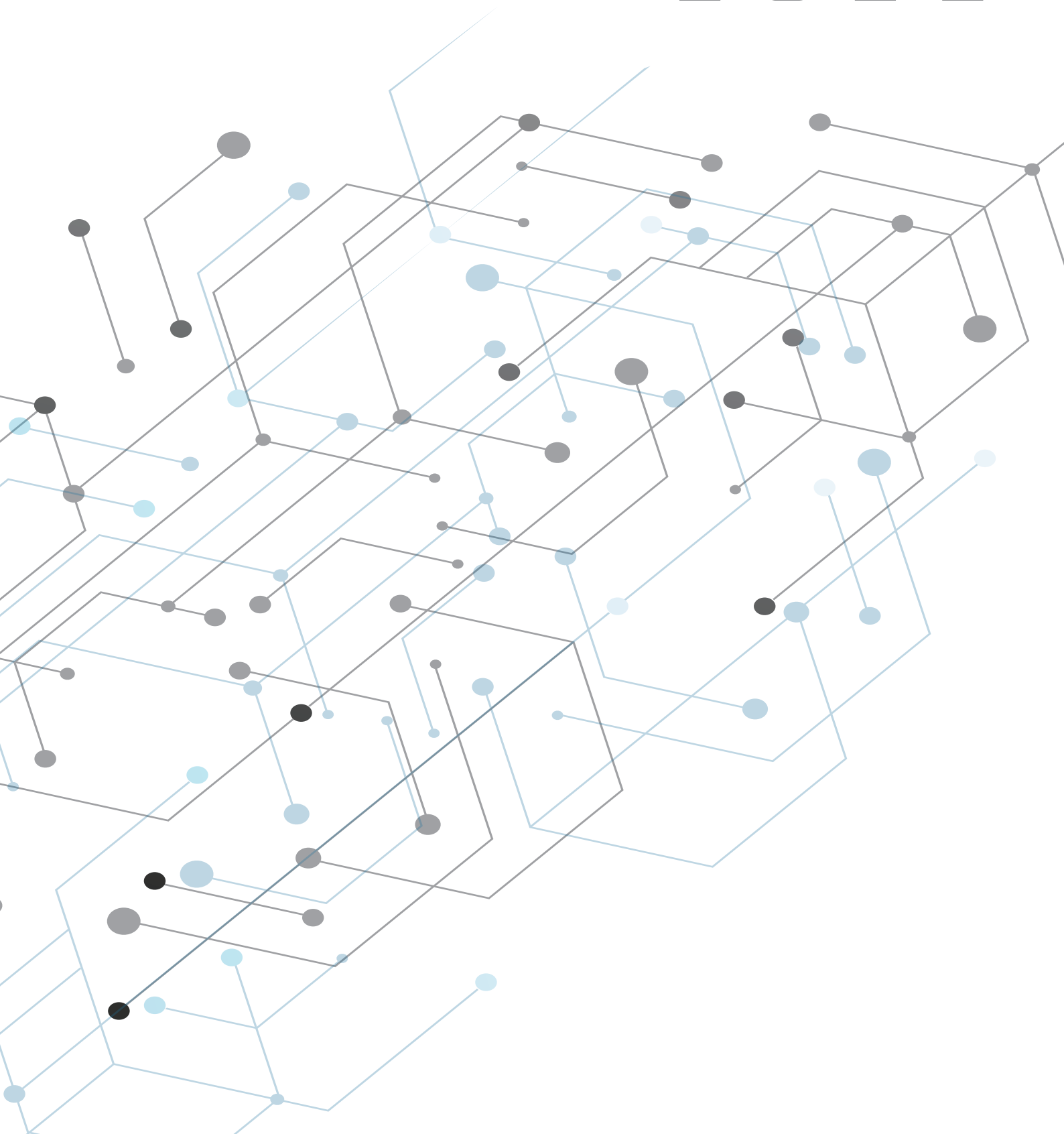


ジャパン少額短期保険の現状

2022



ご挨拶

ジャパン少額短期保険株式会社は、平成 19 年 10 月 25 日付けで関東財務局より少額短期保険業の登録を受け、同年 11 月 1 日より営業を開始いたしました。

少額短期保険業とは、平成 18 年 4 月にスタートした、新しい保険業のスタイルです。当社は、「困っている人を助ける！」を企業理念とするジャパンベストレスキューシステム株式会社のグループ会社として、お客様の生活全般に関する「お困りごと」に対して、保険商品の提供を通じてお役に立てることを目指しております。

当社の主力商品である「新すまいR o o m保険」は、火災や盗難などの事故による家財の損害だけでなく、貸主や他人に対する賠償責任も補償範囲に含まれており、賃貸住宅入居者が抱えるリスク全般をカバーする補償内容となっております。当商品は、主に不動産管理会社または仲介会社が保険代理店となり、賃貸住宅入居時に入居者に対して販売しておりますが、ライフスタイルの多様化に対応し、インターネットから 24 時間 365 日、お客様が自ら保険に加入できるサービスを先駆けて実施しております。

また、平成 21 年 4 月には、特定の法人の補償ニーズに対応した保険商品（約定履行費用保険）を販売し、平成 22 年 12 月からは、旅行先で雨が降り続いた場合に、旅行代金の一部または全部を返還するサービスを提供する旅行会社向けに「お天気保険」（約定履行費用保険）を販売しております。

さらに、平成 24 年 6 月には、交通事故による自分のケガや他人への賠償責任がセットになった自転車あんしん保険「ちゃりぼ」をインターネット経由で販売し、平成 24 年 12 月からは、自転車の盗難を補償する保険、平成 27 年 9 月からは男を守る弁護士保険・女を守る弁護士保険、令和 4 年 1 月からは産後医療保険も商品ラインナップに加えております。

令和元年 10 月には、当社の株主がジャパンベストレスキューシステム株式会社（持株比率 100%）からレスキュー損害保険株式会社（同 100%）へ異動しました。レスキュー損害保険株式会社は令和元年 7 月に開業した損害保険会社で、その株主はジャパンベストレスキューシステム株式会社（持株比率 81.4%）、日本生命保険相互会社（同 6.7%）、株式会社セブン銀行（同 6.7%）、株式会社ミニミニグループ（同 4.9%）の 4 社です。

当社は、保険業法の目的である「保険契約者等の保護、国民生活の安定および国民経済の健全な発展」を経営理念の柱として、保険契約の募集から保険金の支払に至るまで、コンプライアンス（法令遵守）を徹底してまいります。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

ジャパン少額短期保険株式会社
代表取締役社長 **木下 純一**

目次

会社概要	3
I. 会社の概況及び組織	
1. 経営の組織	4
2. 株式の状況	4
3. 役員の状況	5
4. 従業員の状況	5
II. 主要な業務の内容	
1. 保険のしくみについて	6
2. 保険募集について	7
3. 取扱商品について	8
4. 保険金のお支払いについて	12
5. 各種サービス	12
III. 主要な業務に関する事項	
1. 令和3年度における業務の概況	13
2. 主要な業務の状況を示す指標	13
3. 業務の状況を示す指標	14
(1) 主要な業務の状況を示す指標	14
(2) 保険契約に関する指標等	15
(3) 経理に関する指標等	16
(4) 資産運用に関する指標等	17
4. 責任準備金の残高の内訳	18
IV. 運営に関する事項	
1. リスク管理の体制	19
2. 法令遵守（コンプライアンス）の体制	22
3. 指定紛争解決機関について	23
V. 財産の状況	
1. 計算書類	24
(1) 貸借対照表	24
(2) 損益計算書	26
(3) キャッシュ・フロー計算書	27
(4) 株主資本等変動計算書	28
(5) 事業費の明細	28
個別注記表	29
2. ソルベンシー・マージン比率	32
3. 時価情報等	33
(1) 有価証券	33
(2) 金銭の信託	33



<u>会 社 名</u>	ジャパン少額短期保険株式会社
<u>本店所在地</u>	東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル 電話 (03) 3516-8555 (代表)
<u>設 立</u>	平成18年4月5日
<u>登 録 日</u>	平成19年10月25日 (登録番号： 関東財務局長 (少額短期保険) 第5号)
<u>営業開始日</u>	平成19年11月1日
<u>資 本 金</u>	1億円
<u>株 主</u>	レスキュー損害保険株式会社 100%
<u>事 業 内 容</u>	少額短期保険業

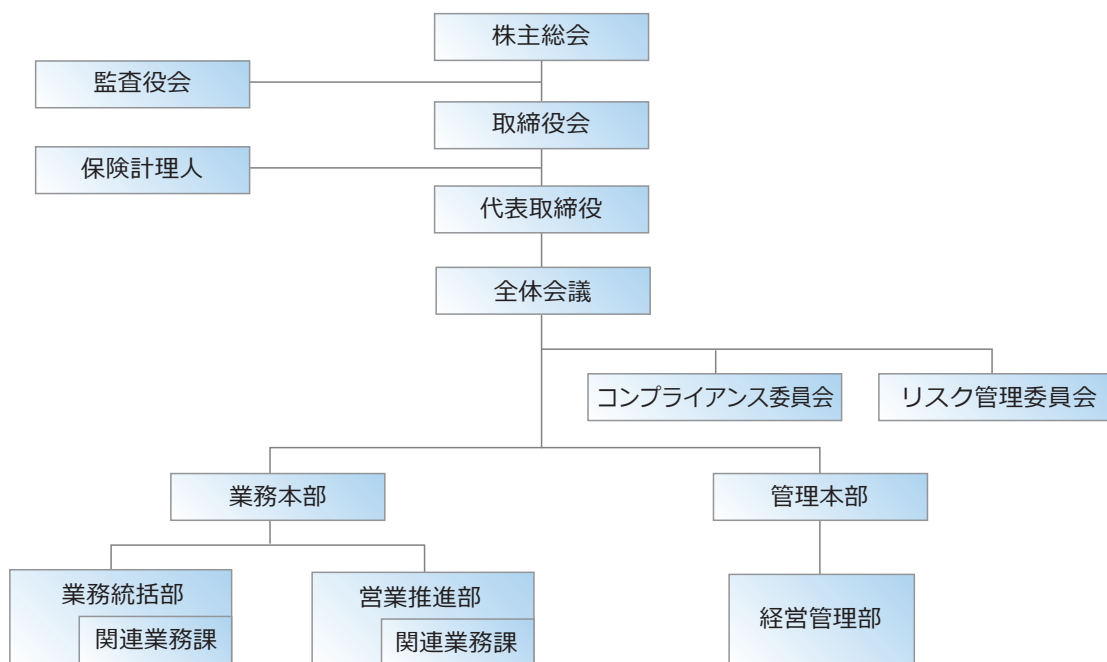


1. 経営の組織

(1) 所在地

本社：東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル

(2) 組織図 (令和4年7月1日現在)



2. 株式の状況

(令和4年3月31日現在)

項目	内容
発行可能株式の総数	200,000 株
発行済株式の総数	125,000 株
株主数	1 名
決算期日	毎年3月31日
公告方法	当社ホームページに掲載

大株主

(令和4年3月31日現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
レスキュー損害保険株式会社	125,000 株	100%



3. 役員の状況

(令和4年7月1日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職
木下 純一	代表取締役	レスキュー損害保険株式会社 取締役
杉本 尚士	取締役会長	レスキュー損害保険株式会社 代表取締役
竹原 貴信	取締役	レスキュー損害保険株式会社 取締役管理部長
榊原 暢宏	取締役	ジャパンベストレスキューシステム株式会社 代表取締役
若月 光博	取締役	ジャパンベストレスキューシステム株式会社 取締役執行役員 ジャパンワランティサポート株式会社 取締役 株式会社アクトコール 取締役
伊藤 廣俊	監査役 (社外監査役)	
近藤 史隆	監査役	ジャパンベストレスキューシステム株式会社 執行役員管理 本部長 レスキュー損害保険株式会社 監査役 株式会社不動産プラットフォーム研究所 監査役
前川 龍平	監査役 (社外監査役)	

4. 従業員の状況

(令和4年3月31日現在)

従業員数			当期末現在		
前期末	当期末	当期増減(△)	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
20名	19名	△1名	44.6歳	6.3年	426千円

- (注) 1. 使用人数は就業者数(社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員を含んでおりません。
 2. 平均給与月額は期末月における平均給与月額(時間外手当を含む)であります。
 3. 平均年齢および平均勤続年数は小数第2位を切り捨てて小数第1位まで表示しております。

1. 保険のしくみについて

弊社は以下の範囲で保険の引受を行っています。

- ① 保険期間は2年以内（但し、自転車あんしん保険「ちゃりぼ」、「男を守る弁護士保険・女を守る弁護士保険」、産後医療保険は1年）
- ② 一保険契約に係る保険金額の上限1千万円（但し、自転車あんしん保険「ちゃりぼ」の傷害死亡保険金は300万円、特定重度障害保険金は300万円、入院保険金・通院保険金は合算で80万円、産後医療保険は合計80万円）
- ③ 一被保険者に係る保険金額の合計額 1千万円以内
- ④ 一被保険者に係る低発生率保険（賠償責任保険）の保険金額の合計額は上記③とは別枠で1千万円以内
- ⑤ 一の保険契約者あたりの全ての被保険者の保険金額の合計額が10億円以内（賠償責任保険の保険金額の合計額は別枠で10億円以内）

【保険料率】

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が関東財務局へ届出を行ったものによります。

【約款】

保険契約の具体的な内容を取り決めたものが「約款」です。基本的な契約内容を定めたものを「普通保険約款」といい、普通保険約款を補足するものを「特約」といいます。

新すまいRoom 保険は、家財保険の普通保険約款・特約条項と賠償責任保険の普通保険約款・特約条項をセットにした商品です。

自転車あんしん保険「ちゃりぼ」は、交通事故傷害保険の普通保険約款・特約条項と個人賠償責任保険の普通保険約款・特約条項をセットした商品です。

男を守る弁護士保険・女を守る弁護士保険は、個人賠償責任保険の普通保険約款に弁護士費用等補償特約をセットした商品です。

普通保険約款および特約は、関東財務局に届け出ています。

【保険料の収受・返戻について】

新すまいRoom 保険の保険料の払込手段には、「口座振替」「コンビニエンスストア払」「銀行振込」「クレジットカード払」「団体集金扱」「立替払委任契約による保険料支払い」がございませう。また、保険料の払込回数は、「コンビニエンスストア払」「銀行振込」「立替払委任契約による保険料支払い」は「2年一括払い」のみですが、「団体集金扱」には「月払」「2年一括払い」があり、「口座振替」「クレジットカード払」には「月払」「年払い」「2年一括払い」がございませう。

「口座振替」「立替払委任契約による保険料支払い」以外の場合は、保険開始日までに保険料を領収することとなつていますが、「口座振替」の初回保険料（2年一括払いの場合は一括払保険料）の払込期日は、保険始期日の翌月27日（提携金融機関が休業日の場合は翌営業日）となります。

テナント総合保険の保険料の払込手段には、「コンビニエンスストア払」「銀行振込」「団体集金」がございませう。また、保険料の払込回数は、「一括払い」のみです。保険料は、保険開始日までに領収することとなつています。

約定履行費用保険の保険料の払込手段には、「コンビニエンスストア払」「銀行振込」がございませう。また、保険料の払込回数は、「月払」「一括払い」がございませう。保険料は、保険開始日までに領収することとなつています。

自転車あんしん保険「ちゃりぼ」の保険料の払込手段には、「クレジットカード払い」「コンビニエンスストア払」「銀行振込」がございませう。また、保険料の払込回数は、クレジットカード払いは「月払」「一括払い」、コンビニエンスストア払や銀行振込は「一括払い」がございませう。保険料は、保険開始日までに領収することとなつています。

Ⅱ. 主要な業務の内容 (令和4年3月31日現在)

自転車盗難保険の保険料の払込手段には、「クレジットカード払い」「コンビニエンスストア払」「銀行振込」がございます。また、保険料の払込回数は、「一括払い」のみです。保険料は、保険開始日までに領収することとなっています。

男を守る弁護士保険・女を守る弁護士保険の保険料の払込手段には、「クレジットカード払い」「コンビニエンスストア払」「銀行振込」がございます。また、保険料の払込回数は、「一括払い」と「月払い」です。保険料は、保険開始日までに領収することとなっています。

産後疾病保険の保険料の払込手段は「クレジットカード払い」で保険料の払込回数は「月払い」です。保険料は毎月変動し、同じグループ内で保険適用者がいない月の保険料は0円で、保険適用者がいた月の保険料は上限2,000円(1年目の場合)または上限7,600円(2年目以降の場合)となっています。

ご契約の保険期間中に生じた、契約の失効やお客様のご都合による解約、当社による解除などがあつた場合は、約款および特約条項の定めに従い、それぞれ所定の計算式により計算した保険料を返還することとしています。

【再保険】

再保険とは、保険会社が危険の分散を図るために、自社の引き受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁する仕組みです。

当社では、殆どの保険商品の保険金支払責任の一部を再保険に出すことにより、事業の安定化に努めています。

2. 保険募集について

少額短期保険の募集は少額短期保険業者の社員もしくは代理店が行っています。

(1) ご契約時にご注意いただきたいこと

1. ご契約にあたり、保険契約に関する重要事項の説明を受け、申込書の記載内容がお客様のご希望に沿った商品であることをご確認ください。
2. 万一の時に十分な補償が得られるよう適切な保険金額をご選択いただくことが重要です。
3. 申込書に記載された事項はお客様と保険会社との約束ごととなります。したがって、万一申込書にご記入いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
4. 保険料は原則として保険契約締結と同時にその全額を領収することとなっていますが、商品によっては、「保険料の払込猶予期間」や「保険料分割払」などもあります。
5. 保険証券等により契約内容をご確認ください。

(2) クーリングオフについて

ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。ただし、次のご契約はクーリングオフをできませんので、ご注意ください。

【クーリングオフができないご契約】

- ① 営業または事業のためのご契約
- ② 法人または社団・財団等が締結されたご契約

(a) お申し出いただける期間

ご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内(消印有効)です。

*既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申出をされた場合は、そのクーリングオフの効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

(b) お申出の方法

上記期限内(8日以内の消印有効)に弊社宛に必ず郵送またはメールにて行ってください。ご郵送いただくハガキ、封書またはメールに必要な事項をご記入ください。

※ご契約を申し込まれた代理店では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

「金融サービスの提供に関する法律」に基づく勧誘方針

「金融サービスの提供に関する法律」に基づく、弊社の金融商品の勧誘方針は次の通りです。

私たちはお客様の住まいと暮らしに役立つ保険会社を目指します。

1. 保険業法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な運営・管理に努めます。
2. 保険契約内容および契約に関する重要事項については、パンフレット、重要事項説明書等による説明を丁寧に行い、お客様が十分理解された上でご加入頂くよう努めます。
3. お客様の勧誘は、時間や場所のほか、勧誘方法などに十分配慮した上、ご納得頂いたご加入をお勧めします。
4. お客様のお問い合わせには、適切かつ丁寧な対応に努め、万一事故が発生した場合には、迅速かつ適正なお支払いを行うように努めます。
5. お客様の個人情報保護の重要性を認識し、弊社はもとより、取引先を含め、個人情報管理について適正かつ厳正な運営に努めます。
6. お客様のご意見やご相談を生かした商品づくりやサービスのご提供に最善を尽くします。

3. 取扱商品について

(1) 新すまい Room 保険 A または 新すまい Room 保険 C

新すまい Room 保険 A または 新すまい Room 保険 C は賃貸住宅にお住まいの方への保険です。「家財保険」と「賠償責任保険」が補償内容となります。(以下は商品の概要ですので、詳しくは約款をご確認ください。)

1. 家財保険

借用個室に収容されている家財を幅広く補償いたします。

- (1) 火災が原因で住宅に収容されている家財に損害が生じた場合
- (2) 落雷が原因で住宅に収容されている家財に損害が生じた場合
- (3) 破裂・爆発が原因で住宅に収容されている家財に損害が生じた場合
- (4) 給排水事故 給排水設備に生じた事故、または被保険者以外の者が占有する個室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水漏れ損害が生じた場合
- (5) 風災、ひょう災、雪災が原因で住宅に収容されている家財に損害が生じた場合
- (6) 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊が原因で住宅に収容されている家財に損害が生じた場合
- (7) 騒じょうおよびこれに類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為が原因で住宅に収容されている家財に損害が生じた場合
- (8) 家財の盗難によって住宅内に収容されている家財に生じた盗取、き損または汚損の損害が生じた場合
- (9) 住宅内における通貨の盗難によって損害が生じた場合
- (10) 住宅内における預貯金証書の盗難によって損害が生じた場合
- (11) 住宅から一時的に持出された家財が国内の他の建築物内において (1) から (8) の事故によって損害が生じた場合
- (12) 第三者のいたずら (未遂事故を含みます。) によって保険の目的に破損、き損または汚損の損害が生じた場合
- (13) 水害によって保険の目的に損害が生じた場合
- (14) 臨時費用 上記 (1) ~ (7) の事故によって損害保険金が支払われる場合は、保険の目的が損害を受けたために臨時に生ずる費用に対して臨時費用保険金をお支払いいたします。
- (15) 修理費用 上記 (1) ~ (6)、(8) ~ (10)、(12) の事故および住宅内での被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、自己の費用で修理したとき、自宅を事故直前の状態に復旧するために必要な修理費用をお支払いいたします。
- (16) 水道管等修理費用 凍結により住宅の専用水道管または住宅の給湯器に損害が生じた場合で自己の費用で修理したときは、損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用をお支払いします。

- (17) 地震火災費用 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって、保険の目的が損害を受けた場合は、それによって臨時に発生する費用に対して、地震火災費用保険金をお支払いいたします。
- (18) ドアロック交換費用 住宅の鍵が日本国内で盗難された場合で自己の費用でドアロック交換した場合、同程度のドアロックの交換費用をお支払いします。
- (19) ピッキング防止費用 住宅が盗難あるいは第三者のいたずらに遭い、玄関ドアのロック（ドアの錠をいいます。）を開錠され、被保険者が自己の費用でドアロックを交換したときは、同一の構造、質、規模、能力のドアロックを交換するために必要な費用、もしくは防犯装置設置の費用に対して、ピッキング防止費用保険金をお支払いいたします。
- (20) 残存物清掃費用 上記（1）～（8）の保険金が支払われる場合で損害を受けた家財の清掃・運搬に必要な費用をお支払します。
- (21) 近隣見舞費用 上記（1）、（3）の事故により保険金が支払われる場合で、家財または住宅から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物を滅失・き損または汚損させた場合の見舞金等の費用をお支払いします。
- (22) 緊急避難費用 上記（1）～（8）の保険金が支払われる場合で、臨時に居住用または宿泊施設を使用したときは、損害発生日から30日以内の費用をお支払します。ただし、臨時に使用した施設に転居し、新生活応援費用保険金が支払われる場合を除きます。
- (23) 洗面台交換費用 住宅の洗面台が破損または汚損（経年劣化を除きます）し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合は、洗面台を交換する費用をお支払します。
- (24) ガラス交換費用 住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合、ガラスを交換する費用をお支払します。
- (25) 便器交換費用保険金 住宅の便器が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合
- (26) 浴槽交換費用保険金 住宅の浴槽が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合
- (27) 遺品整理費用保険金 住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合
- (28) 損害防止費用 上記（1）～（3）の事故の損害防止または軽減のために支出した必要かつ有益な費用をお支払します。

2. 賠償責任保険

住宅の貸主や他人への賠償責任を担保します。

- (1) 火災、破裂、爆発、給排水設備に生じた事故に伴う水漏れにより住宅が損壊した場合に、被保険者が住宅の貸主に対して法律上の賠償責任を負担することによって損害が生じた場合
- (2) 被保険者が、日本国内において、次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または財物を損壊させた場合において、その他人に対して法律上の賠償責任を負担することによって損害が生じた場合
 - ・被保険者の住宅の使用または管理に起因する偶然な事故
 - ・被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

(2) テナント総合保険

テナント総合保険は、賃貸オフィス・店舗・飲食店に入居するテナントの皆様への保険です。

1. テナント総合保険

業務用として入居する物件に収容され、被保険者が業務用として所有する「什器・備品類」への補償と、貸主や他人への賠償責任を担保します。

- (1) 火災が原因で物件に収容されている什器・備品に損害が生じた場合
- (2) 落雷が原因で物件に収容されている什器・備品に損害が生じた場合
- (3) 破裂・爆発が原因で物件に収容されている什器・備品に損害が生じた場合
- (4) 給排水事故 給排水設備に生じた事故、または被保険者以外の者が占有する個室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水漏れ損害が生じた場合

Ⅱ. 主要な業務の内容 (令和4年3月31日現在)

- (5) 風災、ひょう災、雪災が原因で物件に収容されている什器・備品に損害が生じた場合
- (6) 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊が原因で物件に収容されている什器・備品に損害が生じた場合
- (7) 騒じょうおよびこれに類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為が原因で物件に収容されている什器・備品に損害が生じた場合
- (8) 物件内に収容されている什器・備品に生じた盗取、き損または汚損の損害が生じた場合
- (9) 物件内における業務用通貨の盗難によって損害が生じた場合
- (10) 物件内における業務用預貯金証書の盗難によって損害が生じた場合
- (11) 第三者のいたずら（未遂事故を含みます。）によって保険の目的に破損、き損または汚損の損害が生じた場合
- (12) 水害によって保険の目的に損害が生じた場合
- (13) 臨時費用 上記（1）～（7）の事故によって損害保険金が支払われる場合は、保険の目的が損害を受けたために臨時に生ずる費用に対して臨時費用保険金をお支払いいたします。
- (14) 修理費用 上記（1）～（6）、（8）～（11）の事故により物件に損害が生じ、自己の費用で修理したとき、物件を事故直前の状態に復旧するために必要な修理費用をお支払いいたします。
- (15) 水道管修理費用 凍結により物件の専用水道管に損害が生じた場合で自己の費用で修理したときは、損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用をお支払いいたします。
- (16) 地震火災費用 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって、保険の目的が損害を受けた場合は、それによって臨時に発生する費用に対して、地震火災費用保険金をお支払いいたします。
- (17) ドアロック交換費用 物件の鍵が日本国内で盗難された場合で自己の費用でドアロック交換した場合、同程度のドアロックの交換費用をお支払いいたします。
- (18) ピッキング防止費用 物件が盗難あるいは第三者のいたずらに遭い、玄関ドアのロック（ドアの錠をいいます。）を開錠され、被保険者が自己の費用でドアロックを交換したときは、同一の構造、質、規模、能力のドアロックを交換するために必要な費用、もしくは防犯装置設置の費用に対して、ピッキング防止費用保険金をお支払いいたします。
- (19) 残存物清掃費用 上記（1）～（8）の保険金が支払われる場合で損害を受けた什器・備品の清掃・運搬に必要な費用をお支払します。
- (20) 近隣見舞費用 上記（1）、（3）の事故により保険金が支払われる場合で、什器・備品または物件から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物を滅失・き損または汚損させた場合の見舞金等の費用をお支払いします。
- (21) 損害防止費用 上記（1）～（3）の事故の損害防止または軽減のために支出した必要かつ有益な費用をお支払します。
- (22) 火災、破裂、爆発、給排水設備に生じた事故に伴う水漏れにより物件が損壊した場合に、被保険者が物件の貸主に対して法律上の賠償責任を負担することによって損害が生じた場合に、保険金をお支払します。
- (23) 被保険者が、日本国内において、物件の施設もしくは設備の使用または管理に起因する偶然な事故または物件における業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物を損壊させた場合において、その他人に対して法律上の賠償責任を負担することによって損害が生じた場合に、保険金をお支払します。

（3）自転車あんしん保険「ちゃりぽ」

「交通事故傷害保険」と「個人賠償責任保険」が補償内容となります。

1. 交通事故傷害保険

保険期間中に発生した交通事故等により、被保険者がケガをした場合に保険金をお支払いします。

- (1) 傷害死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。（既に支払った特定重度障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。）
- (2) 特定重度障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に特定重度障害状態になった場合、特定重度障害保険金額の全額をお支払いします。（1保険期間中1回を限度とします。）

Ⅱ. 主要な業務の内容 (令和4年3月31日現在)

- (3) 入院保険金 平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院された場合、入院の日数(実日数)(120日を限度とします。)に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
- (4) 通院保険金 平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院した場合、通院の日数(実日数)(90日を限度とします。)に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。
〔もっとあんしんプラン〕のみ)

2. 個人賠償責任保険

被保険者が、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。

日本国内において、被保険者が、次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。

- ・被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ・被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

(4) 自転車盗難保険

自転車購入後1ヶ月以内のみ加入できる保険です。

1. 自転車盗難保険

保険期間中に被保険者の自転車が盗難に遭った場合に、自転車に生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、保険金をお支払いします。

(5) 約定履行費用保険

当社では、特定の法人の補償ニーズに対応した保険商品(約定履行費用保険)も販売しております。

1. 約定履行費用保険

被保険者が、偶然な事由が生じたときに一定の金銭等の債務を履行または免除する旨の約定を第三者との間であらかじめ行っている場合において、その約定を履行することによって、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(6) 男を守る弁護士保険・女を守る弁護士保険

相手にケガを負わせたり、他人の車や物にぶつかって壊してしまった場合の損害賠償や、事故によって自分に被害が発生し、損害賠償請求を弁護士へ委任したり、弁護士へ相談したりする際の費用を補償します。(以下は商品の概要ですので、詳しくは約款をご確認ください。)

1. 個人賠償責任保険

被保険者が、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。

日本国内において、被保険者が、次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。

- ・被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ・被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

2. 弁護士費用等保険金

日本国内における偶然な事故によって被害が発生した場合において、被保険者がその被害に関する損害賠償請求を弁護士に委任し、弁護士費用等を負担したことによって被った損害に対して、弁護士費用等保険金を支払います。

3. 法律相談費用保険金

事故によって被害が発生した場合において、被保険者がその被害について法律相談を行い、法律相談費用を負担したことによって被った損害に対して、法律相談費用保険金を支払います。

なお、契約者特典として、①痴漢冤罪ヘルプコール、②痴漢被害ヘルプコール、③弁護士無料相談が付いています。

(7) 産後医療保険

被保険者の産後うつ、2人目以降の不妊治療、お子様の発達障害に対して保険金をお支払いする保険です。現在は特定の販路のみで販売しております。

4. 保険金のお支払いについて

事故が起こった時の手続き

(1) 事故の通知

この保険で補償される事故が生じた場合は、直ちに弊社までご連絡ください。事故の通知が遅れますと保険金の支払いが遅れる場合があります。

(2) 事故後のお願い

- (a) 損害の拡大を防止または軽減するために必要な措置を講じてください。
- (b) 火災などの事故のときは、損害のあった物の確認が必要となりますので、焼けた物等を弊社の調査前に処分されないようにしてください。
- (c) 賠償事故のときは、次の措置を講じてください。
 - ① 他人に損害賠償の請求ができる場合（求償権を含みます。）には権利の保全、または行使に必要な手続きを行ってください。
 - ② 損害賠償の訴訟を提起し、または、提起された場合は、直ちに弊社にお知らせください。正当な理由がなく、上記の手続きがされない場合は、保険金の全部または一部が支払われないことがありますのでご注意ください。

(3) 弊社にご相談いただきたいこと

賠償責任について補償する事故が発生した場合で損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず弊社に連絡し承認を得てください。

弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償額の全部または一部を承認された場合には、保険金が支払われないことがありますので、ご注意ください。

(4) 保険金請求に必要な書類

保険金を弊社に請求される場合には、下記の書類のほか、弊社所定の書類を提出してください。詳しくは弊社にお問い合わせください。また、保険金請求には時効（3年）がありますので、ご注意ください。

- (a) 火災・爆発等の事故の場合
消防署発行の罹災証明書
- (b) 盗難事故の場合
警察署発行の盗難届出証明書
- (c) 賠償事故の場合
示談書、その他これに代わるべき書類

保険金をお支払いした後のご契約

保険金をお支払いした場合でも、一部の例外を除き保険契約の保険金額は減額されません。

5. 各種サービス

サポートセンター

当社ではサポートセンターを設置し、フリーダイヤルで専門のスタッフがお客様からの保険内容のご相談をお受けしております。

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

1. 令和3年度における業務の概況

(1) 営業の経過および成果

当事業年度におけるわが国の経済は、依然として長引く新型コロナウイルス感染症の影響下にあるものの、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除されるなど、徐々に回復の兆しも見え始めてまいりました。

こうした経済情勢の中、当社におきましては、積極的な代理店開拓営業を進め、家財保険・賠償責任保険（商品名「新すまいRoom保険」）を拡販してまいりました。

こうした取組みの結果、業容は拡大を続けており、当事業年度末時点の保険代理店委託数は2,747社（前年同期比38.7%増）、被保険者数は309,078件（同8.9%増）、経常収益は4,871百万円（同4.1%増）、経常利益は276百万円（同17.5%減）、当期純利益は197百万円（同17.7%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社は、「保険契約者等の保護、国民生活の安定および国民経済の健全な発展」を経営理念の柱とし、保険契約件数をこれまで順調に伸ばしてまいりました。今後も、代理店開拓営業および新商品開発を両面において最優先で取り組み、持続的な成長を実現し経営基盤の強化を図ります。

また、契約者の保護及び反社会的勢力への対応に向けて、コンプライアンスの一層の推進および適切な業務運営の確保に努めます。

2. 主要な業務の状況を示す指標

（単位：千円）

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
正味収入保険料		△19,137	15,326	28,849
経常収益		4,349,823	4,677,792	4,871,039
保険引受利益		376,853	331,807	274,293
経常利益		382,646	335,546	276,968
当期純利益		274,804	239,798	197,430
正味損害率		△378.8%	43.0%	20.8%
正味事業費率		1,394.8%	△1,740.8%	△1,067.6%
資本金 (発行済株式総数)		100,000 (125,000株)	100,000 (125,000株)	100,000 (125,000株)
純資産額		484,515	724,314	921,744
保険業法上の純資産額		561,222	800,420	998,444
総資産額		1,362,479	1,507,108	1,848,687
支払備金		3,545	1,751	2,389
責任準備金残高		425,131	370,661	426,583
有価証券残高		—	—	—
リルハンシー・マージン比率		2,831.3%	4,537.7%	5,325.9%
配当性向		—	—	—
従業員数		16名	20名	19名

- (注) 1. 令和元年度に正味収入保険料、正味損害率、正味事業費率、支払備金及び責任準備金残高が大幅に増減したのは、同年度において火災保険及び賠償責任の出再割合を増やし、傷害保険及びその他について出再を開始したことによるものであります。
2. 保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第211条の8第1項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものです。
3. 当社は潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益を開示していません。



3. 業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

① 正味収入保険料

(単位：千円)

種目	年度	令和2年度	令和3年度
火災保険		11,198	12,351
賠償責任保険		9,894	10,873
傷害保険		233	319
その他		△6,000	5,304
合計		15,326	28,849

※正味収入保険料とは、元受正味保険料から支払再保険料を控除したものです。

② 元受正味保険料

(単位：千円)

種目	年度	令和2年度	令和3年度
火災保険		1,119,871	1,235,171
賠償責任保険		988,654	1,082,665
傷害保険		23,248	19,791
その他		67,513	60,842
合計		2,199,287	2,398,471

※元受正味保険料とは、保険料から解約返戻金およびその他返戻金を控除したものです。

③ 支払再保険料

(単位：千円)

種目	年度	令和2年度	令和3年度
火災保険		1,108,673	1,222,820
賠償責任保険		978,759	1,071,792
傷害保険		23,014	19,471
その他		73,513	55,538
合計		2,183,960	2,369,621

※支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他再保険収入を控除したものです。

④ 保険引受利益

(単位：千円)

種目	年度	令和2年度	令和3年度
火災保険		143,679	130,688
賠償責任保険		132,673	124,640
傷害保険		1,555	2,128
その他		53,898	16,835
合計		331,807	274,293

※保険引受利益とは、保険料等収入、支払備金戻入額および責任準備金戻入額から保険金等支払金、責任準備金等繰入額および事業費を控除したものです。

Ⅲ. 主要な業務に関する事項



⑤ 正味支払保険金

(単位：千円)

種目	年度	令和 2 年度	令和 3 年度
火災保険		2,840	1,765
賠償責任保険		2,495	2,428
傷害保険		52	259
その他		1,199	1,536
合計		6,587	5,990

※正味支払保険金とは、元受正味保険金から回収再保険金を控除したものです。

⑥ 元受正味保険金

(単位：千円)

種目	年度	令和 2 年度	令和 3 年度
火災保険		284,012	176,537
賠償責任保険		249,590	242,880
傷害保険		5,243	8,304
その他		4,722	5,535
合計		543,568	433,257

※元受正味保険金とは、保険金から保険金戻入を控除したものです。

⑦ 回収再保険金

(単位：千円)

種目	年度	令和 2 年度	令和 3 年度
火災保険		281,172	174,772
賠償責任保険		247,094	240,451
傷害保険		5,191	8,044
その他		3,523	3,998
合計		536,981	427,266

(2) 保険契約に関する指標等

① 契約者配当金の額

該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率及び正味合算率

(単位：%)

種目	年度	令和 2 年度			令和 3 年度		
		正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
火災保険		25.4	—	—	14.3	—	—
賠償責任保険		25.2	—	—	22.3	—	—
傷害保険		22.5	—	—	81.1	—	—
その他		△20.0	—	—	29.0	—	—
合計		43.0	△1,740.8	△1,697.8	20.8	△1,067.6	△1,046.8

※正味損害率 = 正味支払保険金 ÷ 正味収入保険料

正味事業費率 = 正味事業費 ÷ 正味収入保険料

正味合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

③ 出再控除前の元受損害率、元受事業費率及び元受合算率

(単位：%)

種目	令和2年度			令和3年度		
	元受損害率	元受事業費率	元受合算率	元受損害率	元受事業費率	元受合算率
火災保険	28.3	—	—	15.9	—	—
賠償責任保険	23.9	—	—	27.6	—	—
傷害保険	15.0	—	—	30.7	—	—
その他	4.3	—	—	6.8	—	—
合計	25.2	66.7	91.9	21.0	65.9	86.9

※元受損害率＝当期発生保険金 ÷ 当期既経過保険料 元受事業費率＝事業費 ÷ 当期既経過保険料
元受合算率＝元受損害率＋元受事業費率

④ 出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

令和2年度		令和3年度	
出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再保険料の割合	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再保険料の割合
1社	100%	5社	100%

⑤ 支払再保険料の格付けごとの割合

令和2年度		令和3年度	
格付け区分	出再保険料における割合	格付け区分	出再保険料における割合
		A	30.5%
		A-	7.6%
なし	100%	なし	61.9%
合計	100%	合計	100%

⑥ 未収再保険金の額

(単位：千円)

種目	年度	令和2年度	令和3年度
火災保険		75,838	39,568
賠償責任保険		71,550	54,283
傷害保険		1,772	1,539
その他		761	773
合計		149,922	96,164

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金

(単位：千円)

種目	年度	令和2年度	令和3年度
火災保険		822	852
賠償責任保険		874	1,218
傷害保険		29	23
その他		25	294
合計		1,751	2,389

Ⅲ. 主要な業務に関する事項



② 責任準備金

(単位：千円)

種目	年度	令和 2 年度		令和 3 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災保険		142,675		168,077	
賠償責任保険		134,275		155,171	
傷害保険		2,314		2,289	
その他		91,396		101,045	
合計		370,661		426,583	

③ 利益準備金及び任意積立金の残高

種目	年度	令和 2 年度		令和 3 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
利益準備金		33,333		33,333	
任意積立金		—		—	

④ 損害率の上昇に対する経常利益の変動

損害率の上昇シナリオ	発生損害率が 1% 上昇すると仮定			
計算方法	正味既経過保険料 × 1 %			
経常利益の減少	令和 2 年度	207 千円	令和 3 年度	262 千円

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位：千円)

項目	年度	令和 2 年度		令和 3 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
現預金		872,734	57.9%	1,211,307	65.5%
金銭信託		—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—
運用資産計		872,734	57.9%	1,211,307	65.5%
総資産計		1,507,108	100.0%	1,848,687	100.0%

② 利息配当収入の額及び利回り

(単位：千円)

項目	年度	令和 2 年度		令和 3 年度	
		金額	利回り	金額	利回り
現預金		26	0.003%	28	0.003%
金銭信託		—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—
小計		26	0.003%	28	0.003%
その他		—	—	—	—
合計		26	0.003%	28	0.003%

Ⅲ. 主要な業務に関する事項



③保有有価証券の種類別残高及び構成比
該当ありません。

④保有有価証券の種類別利回り
該当ありません。

⑤有価証券の種類別残存期間別残高
該当ありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

(単位：千円)

種目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	合計
火災保険		165,635	2,441	—	168,077
賠償責任保険		154,501	669	—	155,171
傷害保険		2,268	20	—	2,289
その他		27,477	73,567	—	101,045
合計		349,883	76,699	—	426,583



1. リスク管理の体制

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成19年9月7日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制を整備するための基本方針について決議しております。また、その後の状況を鑑み、必要に応じて内容を修正しております。当事業年度における本体制の内容は、次のとおりであります。

代表取締役社長は、内部統制の整備に関する最高責任を負い、本基本方針に基づく必要な諸規程の整備、運用を徹底しております。本基本方針及び規程等を状況変化に応じて適宜見直すことにより、内部統制の実効性の維持向上を図ります。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規程及び取締役会付議基準を整備し、それらに則り、会社の業務執行の意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監視・監督する。
- ② 取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告すると共に、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ③ 取締役会は、代表取締役をコンプライアンスに関する統括最高責任者に任命する。また、コンプライアンスに関する全般的統制・管理の徹底を図る為、コンプライアンス委員会をコンプライアンス推進体制の中核協議機関と位置付ける。代表取締役は、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス委員会規程その他コンプライアンスに関する各規程に基づき、役職員に対し定期的かつ継続的にコンプライアンス教育を行うとともに、役職員が当該規程に抵触する行為を行ったと認められる場合には、就業規則等に基づき適正な処分を行うなど、コンプライアンス体制の構築・整備及び管理をしなければならない。
- ④ 監査役は、法令が定める権限を適正に行使すると共に、内部監査人と連携を行い、監査役会規程、監査役監査基準等に基づき、取締役の職務の執行に関わる監査を行う。
- ⑤ 当社は、コンプライアンス上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行える手段として内部通報制度を設置・運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を担保するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。監査役会は、対処状況について、監視・監督する。
- ⑥ 当社は反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力への対応について体制を構築するとともに、警察・弁護士等と連携して反社会的勢力の関与を排除するため組織的に対応する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づいて作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- ② 文書管理全般については、経営管理部長が統括する。
- ③ 監査役は、取締役の職務執行に係る情報の作成、保存、管理状況について監査を実施する。
- ④ 当社は、当社が持つ情報資産の安全性を確保し、当社の経営活動に有効かつ効率的な活用に資するため、システム管理規程を定める。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は適切なリスクマネジメントを行うため、リスク管理方針を定め、リスク全般にわたる業務執行及び管理に関する窓口として、リスク管理委員会を設置する。
- ② 日常的なリスク管理については、リスク管理委員会及び各部署でリスク管理方針に基づいたリスク管理を実施し、定期的かつ適切に取締役会へ報告を行う。
- ③ 経営に重大な影響を与えるリスクや管理上の問題点が発見され、顕在化したときは、迅速かつ適切に、リスク管理委員会事務局である経営管理部から取締役会へ報告し、取締役会はその対策を行う。



取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行を効率的に行うため、定時取締役会を毎月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行なうとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。また、随時発生する課題に対処するため、適時、臨時取締役会を開催する。
- ② 取締役の職務執行については、諸規程にその責任の所在、執行手続きを定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。
- ③ 取締役会は経営基本方針に従い、将来の事業環境を見据えた上で中期経営計画及び年度経営計画を策定し、代表取締役以下の取締役はその達成に向けて職務を遂行する。
- ④ 取締役会は、代表取締役を取締役の職務の効率性に関する総責任者に任命し、年度経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるように監督を行う。

当社並びに親会社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役会は、諸規程を整備し、これに基づいて業務を執行することにより、当社における業務の適正を確保する。
- ② リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会は、当社のコンプライアンス・リスクを統括・推進する。
- ③ 取締役会は、自社の規模や事業の性質等を踏まえ、自律的な内部統制システムを整備する。
- ④ 当社は、定期的に内部監査を実施すると共に、監査役監査を実施し、業務の適正を確保する体制を整備する。
- ⑤ 当社は、親会社および他のグループ会社と連携し、当企業集団における業務の適正を確保することに努めるとともに、親会社に報告すべき事項については定期的にまたは適時に報告する。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて監査役を補助する使用人を置くよう決定する。その際の人員数、資格等は常勤監査役の判断にて決定する。

監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実行性確保に関する事項

- ① 監査役を補助する使用人は、その補助業務の遂行に関して、取締役及び部門長等の指揮・命令を受けないものとし、その独立性を確保する。
- ② 監査役を補助する使用人の任命、解任、人事考課、異動、賃金の改定等については、常勤監査役の同意を得たうえで決定する。
- ③ 監査役を補助する使用人は、監査役会に出席し、監査役より指示された業務の実施内容及び結果につき報告する。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて業務執行状況を報告する。
- ② 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、遅滞なく監査役に報告する。
- ③ 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受ける。そのため、取締役及び使用人は、予め重要会議の日程を監査役に滞りなく連絡をし、出席を要請する。



監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう必要な体制を整備する。

監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役職務の執行に係る費用等についてこれを負担し、監査役から前払の請求があるときはこれに応じるものとする。

その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、定期的に代表取締役と会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 監査役は内部監査人と緊密な連携を保つと共に、必要に応じて内部監査人に報告を求める。
- ③ 監査役は、監査の実施にあたり、必要と認める場合には、弁護士、公認会計士、弁理士その他の外部専門家を独自の判断で起用できる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、上記「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下の通りです。

1. コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を目的として、「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンス・マニュアル」を社内共有サーバーに掲載し常時閲覧可能な状態にするとともに、当社役員及び従業員を対象とした定期的なコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの浸透定着を図りました。
2. リスクマネジメントにつきましては、月に1回のリスク管理委員会においてリスクの共有及び対応策の協議を行いました。
3. 定時取締役会を月に1回開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行いました。
4. 監査役全員が定時取締役会に出席することにより、取締役から監査役へ経営に関する重要事項及び業務執行状況の報告を行いました。

(2) 再保険

1. 当社は、レスキュー損害保険株式会社（日本）、Korean Reinsurance Company（韓国）、Asia Insurance（香港）、Cathay Century Insurance（台湾）、Bangkok Insurance（タイ）と再保険契約を締結しております。
2. 過大なリスクを保有することで経営の安定を阻害することがないように保険責任の一定割合を移転する方針としています。
3. 当社が出再する再保険会社は、信頼のおける格付機関から「A格」以上を得ていること、またはそれと同等の保険財務力を有すると判断できることを条件としています。
4. 以上の再保険契約の対象には、巨大災害と想定される大規模地震や巨大台風による風災のリスクも含まれており、当社が自ら負担する支払責任額は十分に低い額にコントロールしています。



2. 法令遵守（コンプライアンス）の体制

(1) コンプライアンス方針

当社はコンプライアンスを経営の基本に位置づけています。

<コンプライアンスに関する基本的方針>

企業は、社会の利益に合致して、社会の発展に貢献することをもって、その存在意義が認められるものであり、良質な商品、サービスを提供すると同時に社会のルールを遵守することは企業の社会的責任として必須条件である。

当社は、高い倫理観のもと、保険業法を始めとする法令、その他の社会規範および社内規程を遵守し、良識に基づいた公正かつ誠実な経営を実践することを会社の基本方針として、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題と位置づけてコンプライアンス推進に向けた取組みを行う。

また、当社の全ての役職員が事業活動の全ての範囲において則るべき行動規範を以下の通り定めています。

<コンプライアンス行動規範>

1. 私たちは、保険業法等の法令・社内規程を遵守し、お客様にご満足頂ける適正な業務を行います。
2. 私たちは、特定のお客様に対して保険約款等に定めのない不正な取り扱いや不当な利便の提供を行いません。
3. 私たちは、お客様のプライバシー保護の重要性を十分認識し、お客様データその他社内情報の取り扱いについて、社内規程に則り、適切かつ厳正に管理します。
4. 私たちは、反社会的勢力からの諸要求に対しては、公私を問わず断固として拒絶します。
5. 私たちは、個人の人権・人格を尊重し、あらゆる差別、ハラスメント等につながる行為を行いません。
6. 私たちは、就業規則・労働関係法令等を遵守し、健全・効率的・快適な職場環境を確保します。
7. 私たちは、役員及び従業員間で金銭の貸借を行いません。
8. 私たちは、社会通念上相当と認められる範囲を超える贈答等を行いません。
9. 私たちは、公私を問わず環境に悪影響をおよぼさないよう十分に配慮します。
10. 私たちは、公共性の高い事業に携わっていることを自覚し、社会生活においても自らの倫理観を高め、社会的良識をもって行動します。

(2) コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスについて保険会社として役員・全従業員が一体となり、これを推進して行くため「コンプライアンス委員会」を設置する等推進体制の整備を行っています。

「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンス関連の規程の立案・周知徹底の推進・改善策策定・取り組み状況のモニタリング等、コンプライアンスに関する全般的統制・管理を行っています。

「コンプライアンス委員会」の事務局を経営管理部に置き、代表取締役を委員長、常勤役員、本社各部門長が委員となり、上記の職務を遂行しています。

また、コンプライアンス・マニュアル等、コンプライアンス推進に関する規程マニュアル等のルールを策定し、組織全体に周知させています。

「コンプライアンス委員会」はコンプライアンスに関する相談窓口として経営管理部内に「コンプライアンス相談窓口」等を設置しています。

コンプライアンス上、疑義のある行為について、何らかの理由で通常の報告・相談を行うことが適当でない場合は、通報窓口として設置している外部弁護士を利用して、匿名で報告・相談を行うことが出来ます。

3. 指定紛争解決機関について

当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人 日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険業務に関する苦情処理手続および紛争解決手続等の実施のための手続実施基本契約を締結しております。

指定少額短期保険業務紛争解決機関では、ご契約者をはじめ、一般消費者の皆様からの少額短期保険全般に関するご相談・ご照会への対応や苦情処理・紛争解決を行います。

一般社団法人 日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8

TEL : 0120-82-1144 (通話料無料)

FAX : 03-3297-0755

[受付]

月曜日～金曜日 (祝日・年末年始休業期間を除く)

9:00～12:00、13:00～17:00

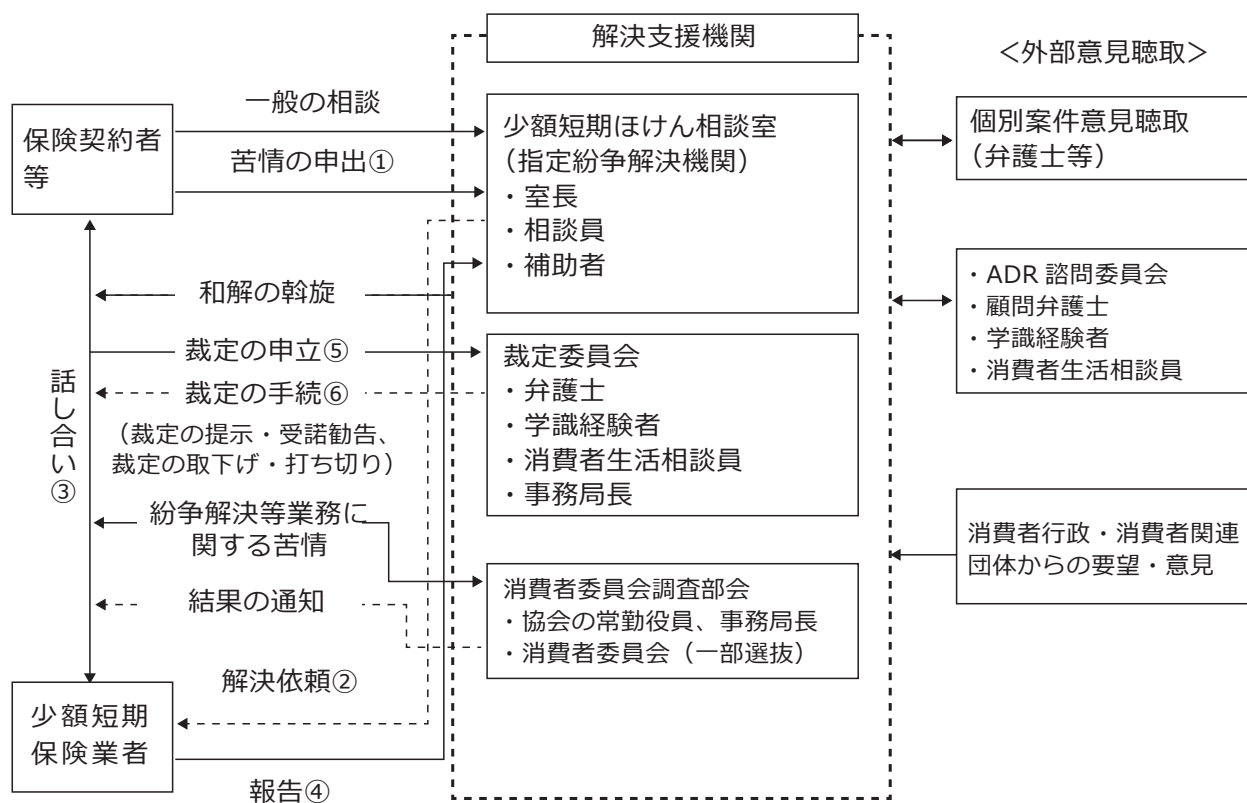
●ホームページアドレス

<http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html>

<紛争解決機関における相談・苦情受付・紛争解決業務の概要>

■ 相談・苦情受付・紛争解決等業務と解決の流れ

- ・ 相談・苦情の流れ①～④
- ・ 紛争解決 (裁定) の流れ⑤～⑥
(苦情が解決されない場合、裁定へ移行)





1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和2年度末 (令和3年3月31日)		令和3年度末 (令和4年3月31日)		比較増減
	金額	構成比	金額	構成比	
(資産の部)		%		%	
現金及び預貯金	872,734	57.9	1,211,307	65.5	338,573
預貯金	872,734	57.9	1,211,307	65.5	338,573
有形固定資産	1,812	0.1	1,021	0.1	△790
建物	546	0.0	453	0.0	△93
その他の有形固定資産	1,265	0.1	568	0.0	△697
無形固定資産	23,505	1.6	15,348	0.8	△8,156
ソフトウェア	21,896	1.5	14,853	0.8	△7,042
その他の無形固定資産	1,608	0.1	495	0.0	△1,113
代理店貸	328	0.0	288	0.0	△40
再保険貸	149,922	9.9	96,164	5.2	△53,758
その他資産	344,738	22.9	395,498	21.4	50,760
未収金	0	0.0	325	0.0	325
未収保険料	331,694	22.0	383,006	20.7	51,311
前払費用	3,892	0.3	3,972	0.2	79
未収収益	1	0.0	1	0.0	0
仮払金	770	0.1	1,451	0.1	681
その他の資産	8,379	0.6	6,741	0.4	△1,637
繰延税金資産	78,067	5.2	93,057	5.0	14,990
供託金	36,000	2.4	36,000	1.9	—
資産の部合計	1,507,108	100.0	1,848,687	100.0	341,578

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

V. 財産の状況



(単位：千円)

科目	年度	令和2年度末 (令和3年3月31日)		令和3年度末 (令和4年3月31日)		比較増減
		金額	構成比	金額	構成比	
(負債の部)			%		%	
保険契約準備金		372,413	24.7	428,972	23.2	56,559
支払備金		1,751	0.1	2,389	0.1	637
責任準備金		370,661	24.6	426,583	23.1	55,921
代理店借		175,406	11.6	205,019	11.1	29,613
再保険借		156,093	10.4	176,881	9.6	20,787
その他負債		78,880	5.2	116,068	6.3	37,188
未払法人税等		21,542	1.4	52,266	2.8	30,723
未払金		38,232	2.5	41,198	2.2	2,965
前受金		15,183	1.0	18,645	1.0	3,461
預り金		798	0.1	1,138	0.1	340
仮受金		3,088	0.2	2,782	0.2	△305
その他の負債		34	0.0	37	0.0	2
負債の部合計		782,793	51.9	926,942	50.1	144,148
(純資産の部)						
資本金		100,000	6.6	100,000	5.4	—
資本剰余金		66,666	4.4	66,666	3.6	—
資本準備金		66,666	4.4	66,666	3.6	—
利益剰余金		557,648	37.0	755,078	40.8	197,430
利益準備金		33,333	2.2	33,333	1.8	—
その他利益剰余金		524,314	34.8	721,744	39.0	197,430
繰越利益剰余金		524,314	34.8	721,744	39.0	197,430
株主資本合計		724,314	48.1	921,744	49.9	197,430
純資産の部 合計		724,314	48.1	921,744	49.9	197,430
負債及び純資産の部合計		1,507,108	100.0	1,848,687	100.0	341,578

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

V. 財産の状況



(2) 損益計算書

(単位：千円)

科目	年度	令和2年度	令和3年度	比較増減
		金額	金額	
経常収益		4,677,792	4,871,039	193,246
保険料等収入		4,617,789	4,868,341	250,551
保険料		2,317,431	2,532,995	215,564
再保険収入		2,300,358	2,335,345	34,986
回収再保険金		536,981	427,266	△109,714
再保険手数料		1,646,414	1,774,899	128,484
再保険返戻金		116,962	129,842	12,879
その他再保険収入		—	3,336	3,336
支払備金戻入額		1,793	—	△1,793
責任準備金戻入額		54,470	—	△54,470
資産運用収益		26	28	2
利息及び配当金等収入		26	28	2
その他経常収益		3,713	2,669	△1,043
経常費用		4,342,246	4,594,070	251,824
保険金等支払金		2,962,636	3,070,582	107,946
保険金等		543,568	433,257	△110,311
解約返戻金等		118,144	134,524	16,380
再保険料		2,300,923	2,502,801	201,877
支払備金繰入額		—	637	637
責任準備金繰入額		—	55,921	55,921
事業費		1,379,609	1,466,906	87,296
営業費及び一般管理費		1,365,663	1,451,360	85,696
税金		4,340	6,000	1,660
減価償却費		9,605	9,544	△60
その他経常費用		0	22	22
その他		0	22	22
経常利益（経常損失△）		335,546	276,968	△58,577
特別利益		—	—	—
特別損失		2,048	2,083	34
固定資産等処分損		879	—	△879
減損損失		1,169	2,083	913
税引前当期純利益（同当期純損失△）		333,497	274,885	△58,612
法人税及び住民税		80,483	92,445	11,962
法人税等調整額		13,215	△14,990	△28,206
法人税等合計		93,698	77,455	△16,243
当期純利益（当期純損失△）		239,798	197,430	△42,368

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

V. 財産の状況



(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	年度	令和2年度	令和3年度	比較増減
		金額	金額	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益(△は損失)		333,497	274,885	△58,612
減価償却費		9,605	9,544	△60
保険業法第113条繰延資産償却費		—	—	—
支払備金の増加額(△は減少)		△1,793	637	2,430
責任準備金の増加額(△は減少)		△54,470	55,921	110,391
契約者配当準備金繰入額		—	—	—
退職給付引当金の増加額(△は減少)		—	—	—
役員退職慰労引当金の増加額(△は減少)		—	—	—
価格変動準備金の増加額(△は減少)		—	—	—
利息及び配当金等収入		△26	△28	△2
有価証券関係損益(△は益)		—	—	—
支払利息		—	—	—
為替差損益(△は益)		—	—	—
有形固定資産関係損益(△は益)		—	—	—
代理店貸の増加額(△は増加)		△37	40	77
再保険貸の増加額(△は増加)		△50,275	53,758	104,034
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		△22,001	△48,676	△26,675
代理店借の増加額(△は減少)		9,826	29,613	19,786
再保険借の増加額(△は減少)		8,965	20,787	11,822
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		1,267	6,445	5,177
その他		—	—	—
小計		234,558	402,928	168,369
利息及び配当金等の受取額		26	28	2
利息の支払額		—	—	—
契約者配当金の支払額		—	—	—
その他		—	—	—
法人税等の支払額		△138,372	△61,702	76,669
営業活動によるキャッシュ・フロー		96,212	341,254	245,041
投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増減額(△は増加)		—	—	—
有価証券の取得による支出		—	—	—
有価証券の売却・償還による収入		—	—	—
有形固定資産の取得による支出		△927	△185	741
保険業法第113条繰延資産の取得による支出		—	—	—
その他		△9,451	△2,494	6,956
投資活動によるキャッシュ・フロー		△10,378	△2,680	7,697
財務活動によるキャッシュ・フロー				
借入れによる収入		—	—	—
借入金の返済による支出		—	—	—
社債の発行による収入		—	—	—
社債の償還による支出		—	—	—
株式の発行による収入		—	—	—
自己株式の取得による支出		—	—	—
配当金の支払額		—	—	—
その他		—	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		85,833	338,573	252,739
現金及び現金同等物期首残高		786,900	872,734	85,833
現金及び現金同等物期末残高		872,734	1,211,307	338,573

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

V. 財産の状況

(4) 株主資本等変動計算書

令和2年度

(単位：千円)

	株式資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	66,666	66,666	33,333	284,515	317,849	484,515	484,515
当期変動額								
当期純利益	-	-	-	-	239,798	239,798	239,798	239,798
当期変動額合計	-	-	-	-	239,798	239,798	239,798	239,798
当期末残高	100,000	66,666	66,666	33,333	524,314	557,648	724,314	724,314

令和3年度

(単位：千円)

	株式資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	66,666	66,666	33,333	524,314	557,648	724,314	724,314
当期変動額								
当期純利益	-	-	-	-	197,430	197,430	197,430	197,430
当期変動額合計	-	-	-	-	197,430	197,430	197,430	197,430
当期末残高	100,000	66,666	66,666	33,333	721,744	755,078	921,744	921,744

(5) 事業費の明細

(単位：千円)

科目	年度	令和2年度	令和3年度	比較増減
		金額	金額	
営業費		967,767	1,053,876	86,108
代理店手数料		952,151	1,037,592	85,441
営業職員経費		—	—	—
広告宣伝費		3,046	2,038	△1,007
その他の営業費		12,569	14,245	1,675
一般管理費		397,895	397,484	△411
人件費		135,160	121,796	△13,363
物件費		262,735	275,687	12,952
税金		4,340	6,000	1,660
減価償却費		9,605	9,544	△60
退職給付引当金繰入額		—	—	—
事業費計		1,379,609	1,466,906	87,296



個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし建物（建物附属設備を除く。）は定額法）によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産につきましては、3年均等償却しております。

また、耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年

その他の有形固定資産 5年～6年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品・・・先入先出法による原価法によっております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。ただし、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「改正時価算定適用指針」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項及び改正時価算定適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従い、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産

① 当事業年度の財務諸表に計上した額 93,057千円

② 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ア. 算出方法

将来の課税所得の金額及び発生時期の合理的な見積りに基づき回収可能性を検討し、将来減算一時差異のうち、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。

イ. 翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の不確実な経済状況や経営状況等によって課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合や、税制改正により税率変更等が生じた場合は、繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(2) 支払備金

① 当事業年度の財務諸表に計上した額 2,389千円

② 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ア. 算出方法

普通支払備金については、既に報告を受けている保険事故に対して、支払事由の報告内容、保険契約の内容及び損害調査内容等、利用可能な情報に基づき個別に支払金額を見積り計上しております。

IBNR 備金については、決算状況表備考の計算方法により算出しております。

イ. 翌事業年度の財務諸表に与える影響

各事象の将来における状況変化により、保険金等の支払額や支払備金の計上額が、当初の見積額から変動する可能性があります。



3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,829 千円
- (2) 出再支払備金の金額
保険業法施行規則第 211 条の 52 において準用する同規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 206,706 千円です。
- (3) 出再責任準備金の金額
保険業法施行規則第 211 条の 52 において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 1,946,895 千円です。
- (4) 関係会社に対する金銭債権は 80,384 千円、金銭債務は 122,385 千円です。

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 正味収入保険料の金額 28,849 千円
- (2) 正味支払保険金の金額 5,990 千円
- (3) 出再支払備金繰入額
支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額は 34,352 千円です。
- (4) 出再責任準備金繰入額
責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額は 168,931 千円です。
- (5) 利息及び配当金収入の内訳
- | | |
|-------|-------|
| 預貯金利息 | 28 千円 |
| 計 | 28 千円 |
- (6) 関係会社との経常取引による収益総額は 1,595,071 千円、費用総額は 1,749,699 千円です。

5. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に満期日または償還日が到来する短期投資からなっております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	125,000	—	—	125,000

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の総額は 114,835 千円であり、評価性引当額として控除した額は 21,778 千円です。繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、普通責任準備金 92,218 千円、異常危険準備金 21,210 千円です。



8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用規程、資産運用リスク管理方針、資産運用リスク管理規程を定め、保険業法第 272 条の 12、保険業法施行規則第 211 条の 26、27 の範囲内に限定した資金運用方針ではありますが、令和 4 年 3 月 31 日現在、短期的な預金等に限定して資金運用をしております。

また、流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程により取締役会及び各部門の役割を定め、リスク低減を図っております。

なお、当社は少額短期保険業を行っておりますが、保険契約は「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 平成 20 年 3 月 10 日) の適用対象外となっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和 4 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預貯金、再保険貸、未収保険料、代理店借及び再保険借は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明の注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
① 預貯金	1,211,307	1,211,307	—
② 再保険貸	96,164	96,164	—
③ 未収保険料	383,006	383,006	—
④ 代理店借	(205,019)	(205,019)	—
⑤ 再保険借	(176,881)	(176,881)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

当社が保有する金融商品のうち重要性があるものは上記表のとおりであります。これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	レスキュー 損害保険 株式会社	(被所有) 直接 100.0%	役員の兼任 再保険取引 社員の出向元 業務の委託	回収再保険金	393,461	再保険貸	80,384
				再保険料	1,577,953	再保険借	108,534
				再保険手数料	1,084,542		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

再保険の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しています。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	7,373円96銭
1株当たり当期純利益	1,579円44銭



2. ソルベンシー・マージン比率

(単位：千円、%)

	前期	当期
(1) ソルベンシー・マージン総額	1,004,320	1,279,122
①純資産の部の合計額（繰延資産等控除後の額）	724,314	921,744
②価格変動準備金		
③異常危険準備金	76,106	76,699
④一般貸倒引当金		
⑤その他有価証券評価差額（税効果控除前）（99%又は100%）		
⑥土地の含み損益（85%又は100%）		
⑦契約者配当金の一部（除、翌期配当所要額）		
⑧将来利益		
⑨税効果相当額	203,900	280,678
⑩負債性資本調達手段等		
告示（第14号）第2条第3項5号イに掲げるもの（⑩(a)）		
告示（第14号）第2条第3項5号ロに掲げるもの（⑩(b)）		
(2) リスクの合計額/[R ₁ ² +R ₂ ²]+R ₃ +R ₄	44,265	48,033
保険リスク相当額	15,253	5,564
R1 一般保険リスク相当額	13,818	3,993
R4 巨大災害リスク相当額	1,435	1,571
R2 資産運用リスク相当額	39,382	45,270
価格変動等リスク相当額		
信用リスク相当額	8,727	12,113
子会社等リスク相当額		
再保険リスク相当額	29,156	32,195
再保険回収リスク相当額	1,499	961
R3 経営管理リスク相当額	1,092	1,016
(3) ソルベンシー・マージン比率 (1) / {(1/2) × (2)}	4,537.7	5,325.9



★ソルベンシー・マージン比率とは

少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」（上記表中の「(2) リスクの合計額」）に対する「少額短期保険業者が保有している資本・準備金等の支払余力」（上記表中の「(1) ソルベンシー・マージン総額」）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。

なお、ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に、少額短期保険業者の経営の健全性を判断するための指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば、「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

「少額短期保険業者が保有している資本・準備金等の支払余力」〔ソルベンシー・マージン総額〕

少額短期保険業者の純資産、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金）等の合計額です。

「通常の予測を超える危険」〔リスクの合計額〕

次の1. ～4. までの危険に相当する額を基礎として算出した額です。

- | | | |
|---------------------------|---|---|
| 1. 保険引受上の危険
（一般保険リスク） | ： | 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険
（巨大災害に係る危険を除く） |
| 2. 資産運用上の危険
（資産運用リスク） | ： | 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動すること
により発生し得る危険等 |
| 3. 経営管理上の危険
（経営管理リスク） | ： | 業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得る危険で、上記1. 2.
及び4. 以外のもの |
| 4. 巨大災害に係る危険
（巨大災害リスク） | ： | 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により
発生し得る危険 |

3. 時価情報等

（1）有価証券

該当ありません。

（2）金銭の信託

該当ありません。